令和5年度

第2回 西条市地域公共交通活性化協議会 書面開催

【報告事項】

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

【協議事項】

1 西条地域デマンド型乗合タクシーの実証運行から本格運行への移行について

(資料)

西条市地域公共交通活性化協議会規約

【報告事項】

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について

備考欄記載のとおり、本協議会委員の変更がございましたので報告します。就任後の本協議会の委員 名簿は以下のとおりです。

令和5年度 西条市地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和5年6月30日 現在

					令和5年6月30日 現在	
法第6条第2 項に規定され 役 る構成員	役員	委	備考			
	K A	機関・団体	役職名	氏 名	HIV 7-7	
第1号	会 長	西条市	副市長	越智 三義		
		西条市	市民生活部長	越野 美智子		
		瀬戸内運輸株式会社	取締役運輸部長	川田 卓哉	委嘱日:6/30 変更事由:役員改選	
		せとうち周桑バス株式会社	取締役営業部長	役営業部長 鈴木 英樹		
		一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一		
第2号		愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男		
		四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志		
		国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	矢野 裕紀		
		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	東山 健二		
		西条警察署	交通調査官	伊藤 誠悟		
		西条西警察署	交通課長	井上 哲也		
	副会長 西条市連合自治会		会長	難波江 覚		
		西条市老人クラブ連合会	会長	曽我部 壽惠廣		
		西条市連合婦人会	会長	德永 米子		
		社会福祉法人 西条市社会福祉協議会	会長	木藤 清		
第3号	監事	西条商工会議所	会頭	星加 隆夫		
77107	監事	周桑商工会	会長	渡部 英志		
		一般社団法人西条市医師会	事務長	稲井 義隆		
		瀬戸内運輸労働組合	書記長	秋川 剛		
		一般社団法人 西条市観光物産協会	副会長	伊藤和豊		
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	菊池 勝二		
		国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	一色 利彦		
		愛媛県東予地方局 地域産業振興部	地域政策課長	松浦 和仁		
愛媛大学大学		院理工学研究科	准教授	倉内 慎也		
アドバイザー	香川高等専門学校建設環境工学科		教授	宮崎 耕輔		
	松山大学法学	部法学科	准教授	甲斐 朋香		
			_			

【 協議事項 】

1 西条地域デマンド型乗合タクシーの実証運行から本格運行への移行について

西条地域デマンド型乗合タクシーについては、令和4年9月30日のバス路線禎瑞オレンジ ハイツ線廃止に伴う代替交通及び交通空白地域の解消のため、令和4年10月1日から運行(運 行計画:別紙1)を開始している。

令和5年7月末までの運行実績(運行実績:別紙2)は、稼働率(計画運行回数に対する実績の運行回数の割合)70.28%となっており、この稼働率は、長年運行継続している近隣他市の稼働率と同程度である。加えて、令和5年4月に実施した「日常の移動に関するアンケート調査」により、西条地域において移動での困りごとがある方は一定数存在し、今後においても本デマンド型乗合タクシーの利用登録者数の増加が見込まれ、今後も安定した稼働率で運行することができると推測される。

また、現行の運行について、運行事業者であるタクシー事業者(3社)は支障なく実施できており、市民の予約・利用状況等から勘案しても適当であると判断し得る。

以上のことから、令和5年10月1日から本格運行に移行することとし、地域の移動手段の一つとして本デマンド型乗合タクシーの運行を継続していく。

なお、本デマンド型乗合タクシーについては、本格運行移行後、地域内フィーダー系統確保維 持費国庫補助金の補助対象とする。

(地域内フィーダー系統)

地域間幹線バス等の地域間交通ネットワークと接続する地域内のバス交通・デマンド交通等 補助要件:稼働率30%以上

西条地域デマンド型乗合タクシー運行計画

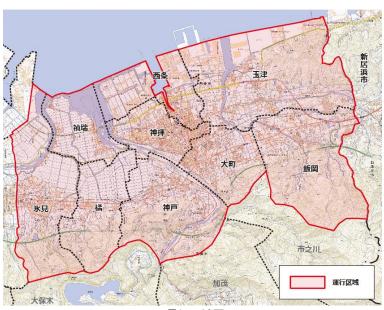
1. 営業区域

営業区域:西条市

2. 運行の区間

西条地域の利用は、運行区域内に限る。

No	運行の区間
	玉津・飯岡地区から氷見地区までを運行する。
	(下島山甲・下島山乙・玉津・船屋甲・船屋乙・ひうち・飯岡・
	早川・大浜・朔日市・栄町・東町・大師町・本町・明屋敷・神拝
	乙・新田・港・明屋敷員外・神拝甲・喜多川・樋之口・古川甲・
	古川乙・福武甲・福武乙・明神木・大町・津越・中野甲・中野乙・
	中野丙・中西・洲之内甲・洲之内乙・安知生・禎瑞・西田甲・西
1	田乙・西泉甲・西泉乙・西泉丁・楢木・野々市・坂元甲・坂元乙・
	氷見甲・氷見乙・氷見丙・氷見丁・氷見戊・黒瀬乙の一部、古川
	新開・中西新開・安知生新開・鍋倉新開・西田新開・西田西新開・
	西泉東新開・西泉西新開・天神・天神甲・氷見東新開・氷見南新
	開・氷見北新開・氷見西新開・氷見石岡新開・氷見多兵衛新開・
	氷見蔵井新開・東相生・西相生)
	玉津~飯岡~大町~西条~神拝~神戸~橘~禎瑞~氷見



▲運行区域図

3. 協議が整っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

西条地域:1乗車500円(中学生以上)、250円(小学生以下)

※未就学児は大人(保護者)1名につき1人無料。

4. 運行日・発車時刻・予約受付時間

No	運行日	発車時刻	予約受付時間
	← '⊞	9:00	前日 16:00 まで
1	毎週	11:00	前日 16:00 まで
(1)	火曜日 金曜日	13:00	当日 10:00 まで
	立唯口	15:00	当日 10:00 まで

※運行日が12月29日~1月3日は運休。

5. 運行開始日 令和4年10月1日

6. 運行事業者

渡部タクシー株式会社、株式会社アイ・エス・アイ、瀬戸タクシー株式会社

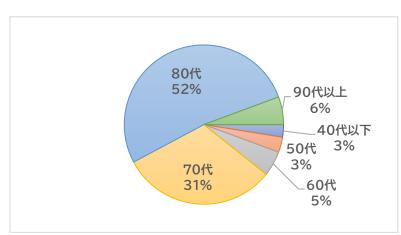
西条地域デマンド型乗合タクシー運行実績(R4.10~R5.7)

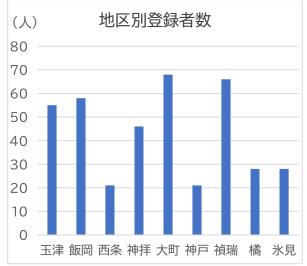
≪登録者について≫

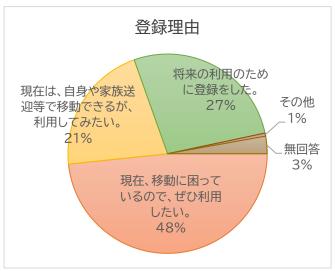
- 利用登録者は391人(令和4年9月~令和5年7月末時点)
- 登録者の年代は70代以上が約9割、特に80代が5割超
- 登録者の住居地はエリア周辺部の禎瑞、飯岡、玉津が多く、西条、神戸、氷見が少ない
- 登録した理由は、現時点で移動に困っている方が約半数いる

年代別登録者数と割合

	(人)
40代以下	10
50代	12
60代	20
70代	123
80代	204
90代以上	22
計	391







≪稼働率と乗合率について≫

- 週2日(火曜・金曜)で1日4便各便3台(期間中 計996回)の計画に対し、実運行回数は700回、稼働率は7割超
- 利用者数は安定しており、1回あたりの利用者数(乗合率)は1.95人

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	計
運行予定回数(A)	96	108	96	96	96	108	96	96	108	96	996
運行回数(B)	58	77	75	77	65	59	53	66	88	82	700
稼働率(B/A)	60.40%	71.30%	78.10%	80.20%	67.70%	54.63%	55.21%	68.75%	81.48%	85.42%	70.28%
利用者数(C)	82	116	130	133	156	159	145	151	150	145	1367
1回当たり利用者数(C/B)	1.41	1.51	1.73	1.73	2.4	2.69	2.74	2.29	1.70	1.77	1.95



≪便別(時間別)運行状況≫

■ 午前便は約8割の稼働率があるが、午後便は5割~6割程度となり、全体で約7割の稼働率となった

便名	計画運行回数 (A)	実運行回数 (B)	稼働率 (B/A)	利用者数 (C)	1回当たり利用者数 (C/B)
1便 (9:00)	252回	212回	84.13%	498人	2.35
2便(11:00)	252回	202回	80.16%	414人	2.05
3便(13:00)	252回	161回	63.89%	272人	1.69
4便(15:00)	252回	125回	49.60%	183人	1.46
計	492回	700回	71.54%	1367人	1.95



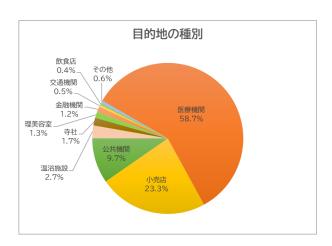
≪収支の状況≫

利用人数は安定しており、乗合割合によって、運行費と一人当たりの助成額が変動している



≪利用者の主な目的地≫

自宅を除く目的地は、約 6 割が医療機関、約 2 割がスーパーなど小売店舗 全体の傾向として、周辺部から中心市街地への移動に利用されている



平成 2 6 年2月 2 4 日改正平成 2 6 年4月 3 0 日改正平成 2 6 年6月 5 日改正平成 2 6 年 1 2月 5 日改正平成 2 7 年4月 2 8 日改正令和 3 年5月 6 日改正令和 5 年3月 2 8 月

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。 以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき西条市地域公共交通活性化協 議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、西条市明屋敷164番地西条市役所内に置く。 (所掌事項)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域公共交通計画(以下「公共交通計画」という。)の作成及び変更の協議に関すること。
 - (2) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

- 第4条 協議会は、別表に掲げる委員(以下「委員」という。)をもって組織する。
- 2 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(役員の選任及び職務)

第6条 会長は、西条市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければ ならない。

(会議)

- 第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる こととし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理 の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ 円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うも のとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会長は、必要と認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)により、会議に付すべき事項を回議することをもって第1項の会議の開催に代えることができる。

(協議会の承認事項)

- 第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。
 - (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 第3条に規定する事項に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第9条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要 に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行 うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、西条市公共交通担当課内に事務局を置 く。
- 2 事務局長は、西条市公共交通担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員 をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (会計年度)
- 第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる ものとする。

(資金)

第13条 協議会の運営に要する資金は、西条市の負担金、補助金その他の収入を もって充てる。

(予算)

- 第14条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。 (決算)
- 第15条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の 監査に付さなければならない。
- 2 会長は、第6条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査 に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

- 第16条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (報酬及び費用弁償)
- 第17条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別 に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年2月24日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28 年3月31日までとする。

附則

- この規約は、平成26年4月30日から施行する。 附 則
- この規約は、平成26年6月5日から施行する。 附 則
- この規約は、平成26年12月5日から施行する。 附 則
- この規約は、平成27年4月28日から施行する。 附 則
- この規約は、令和3年5月6日から施行する。 附 則
- この規約は、令和5年3月28日から施行する。

別表(第4条関係)

条項	委 員
法第6条第2項第1号	西条市
	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
法第6条第2項第2号	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所
	愛媛県東予地方局建設部
	西条警察署
	西条西警察署
	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	社会福祉法人西条市社会福祉協議会
法第6条第2項第3号	一般社団法人西条市医師会
	西条商工会議所
	周桑商工会
	瀬戸内運輸労働組合
	一般社団法人西条市観光物産協会
	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
	愛媛県東予地方局地域産業振興部